

令和元年度第 10 回開成町課長会議

日時 令和 2 年 1 月 9 日（木）午前 9 時～10 時

場所 町民センター中会議室 B

進行 町民サービス部長

1. 町 長

2. 行事予定について（裏面のとおり）

3. 令和元年度能力評価について（総務課）【10 分】

その他

子ども・子育て 「第 2 期開成町子ども・子育て支援事業計画」の策定について
支援室 【10 分】

能力評価シートの作成について

1 趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づき、定期的な人事評価の実施が義務付けられており、評価結果を人事管理の基礎として活用することとされています。

本町では、開成町職員人事評価実施要綱（平成28年開成町告示第12号）に基づき、能力評価及び業績評価を実施することとしており、能力評価については1月1日を評価基準日としています。

2 実施要領

(1) 実施方法

- 被評価者は能力評価シートを作成し、1次評価者に提出してください。
- 1次評価者は能力評価シートをもとに、被評価者と面談を行ってください。
- 1次評価者は評価終了後、速やかに能力評価シートを2次評価者へ提出してください。

(2) 評価者及び提出期限

評価者及び評価者への提出期限は、次のとおりです。

■町長部局（出納室を除く。）

被評価者	提出様式	1次評価者		2次評価		総務課への提出期限
		1次評価者	1次評価者への提出期限	2次評価者	2次評価者への提出期限	
部 長	第1号様式	副町長	2月14日(金)	—	—	2月26日(水)
課 長	第2号様式	所管部長	1月31日(金)	副町長	2月14日(金)	2月26日(水)
主幹・副主幹	第3号様式	所管課長	1月31日(金)	所管部長	2月14日(金)	2月26日(水)
主査以下	第4号様式	所管課長	1月31日(金)	所管部長	2月14日(金)	2月26日(水)

■町長部局（出納室に限る。）

被評価者	提出様式	1次評価		2次評価		総務課への提出期限
		1次評価者	1次評価者への提出期限	2次評価者	2次評価者への提出期限	
出納室長	第2号様式	副町長	2月14日(金)	—	—	2月26日(水)
主査以下	第4号様式	出納室長	1月31日(金)	副町長	2月14日(金)	2月26日(水)

■教育委員会事務局

被評価者	提出様式	1次評価		2次評価		総務課への提出期限
		1次評価者	1次評価者への提出期限	2次評価者	2次評価者への提出期限	
課長・室長	第2号様式	教育長	2月14日(金)	—	—	2月26日(水)
主幹・副主幹	第3号様式	所管課長	1月31日(金)	教育長	2月14日(金)	2月26日(水)
主査以下	第4号様式	所管課長	1月31日(金)	教育長	2月14日(金)	2月26日(水)

■議会事務局

被評価者	提出様式	1次評価		2次評価		総務課への提出期限
		1次評価者	1次評価者への提出期限	2次評価者	2次評価者への提出期限	
事務局長	第2号様式	副町長	2月14日(金)	—	—	2月26日(水)
主査以下	第4号様式	事務局長	1月31日(金)	副町長	2月14日(金)	2月26日(水)

* 評価者が「副町長」・「教育長」となっているものは「総務課長」に提出してください。総務課で取りまとめのうえ「副町長」・「教育長」に提出します。

(3) 対象職員

一般職の職員。ただし、次に掲げる職員は除きます。

- ・令和2年1月1日付け採用職員
- ・幼稚園、小学校及び中学校に勤務する職員
- ・指導主事
- ・休職中の職員

(4) 評価対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(5) 評価基準日

令和2年1月1日

「第二期開成町子ども・子育て支援事業計画」の策定について**1. 第二期事業計画策定のポイント**

- ① 平成 27 年度～平成 31 年度を計画期間とする「開成町子ども・子育て支援事業計画」の改定であることから、基本理念「あんしん子育て すこやか子育て 笑顔あふれるまち・かいせい」は現行計画から踏襲しました。
- ② 国の待機児童解消に向けた取組みとして「子育て安心プラン」や「子どもの貧困対策に対する大綱」、国が示す事業計画の基本方針の改正に伴い、基本目標を変更しました。
- ③ 幼児教育・保育等の「計画期間における量の見込みと確保方策」としてニーズ調査や現在の利用状況、計画期間中の児童推計人口などに基づき、量の見込みと需給差に対する整備計画を記載しました。

2. 第二期事業計画構成

I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画期間の目的・位置付け
3. 計画期間及び見直しの時期

II. 子どもと子育て家庭をとりまく現状と課題

1. 人口・世帯
2. 少子化の動向
3. 子どもと家庭の状況
4. 学校教育・保育の状況
5. 前期計画の評価
6. 開成町の子育て支援をめぐる課題

III. 計画の基本的な考え方

1. 理念と目標
2. 計画の体系

IV. 計画期間における量の見込みと確保方策

1. 将来人口推計
2. 教育・保育提供区域の設定
3. 幼児期の学校教育・保育
4. 地域子ども・子育て支援事業
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

就学前児童の1号～3号認定及び地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策（需給差に対する整備方針）

V. 分野別事業

1. 就学前教育・保育の充実と学齢期までの切れ目ない支援
2. 妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支える体制づくり

3. 生きる力を育む子育て環境の整備
4. 安心・豊かな子育て環境の整備
5. 特に支援を必要とする子どもと家庭の支援

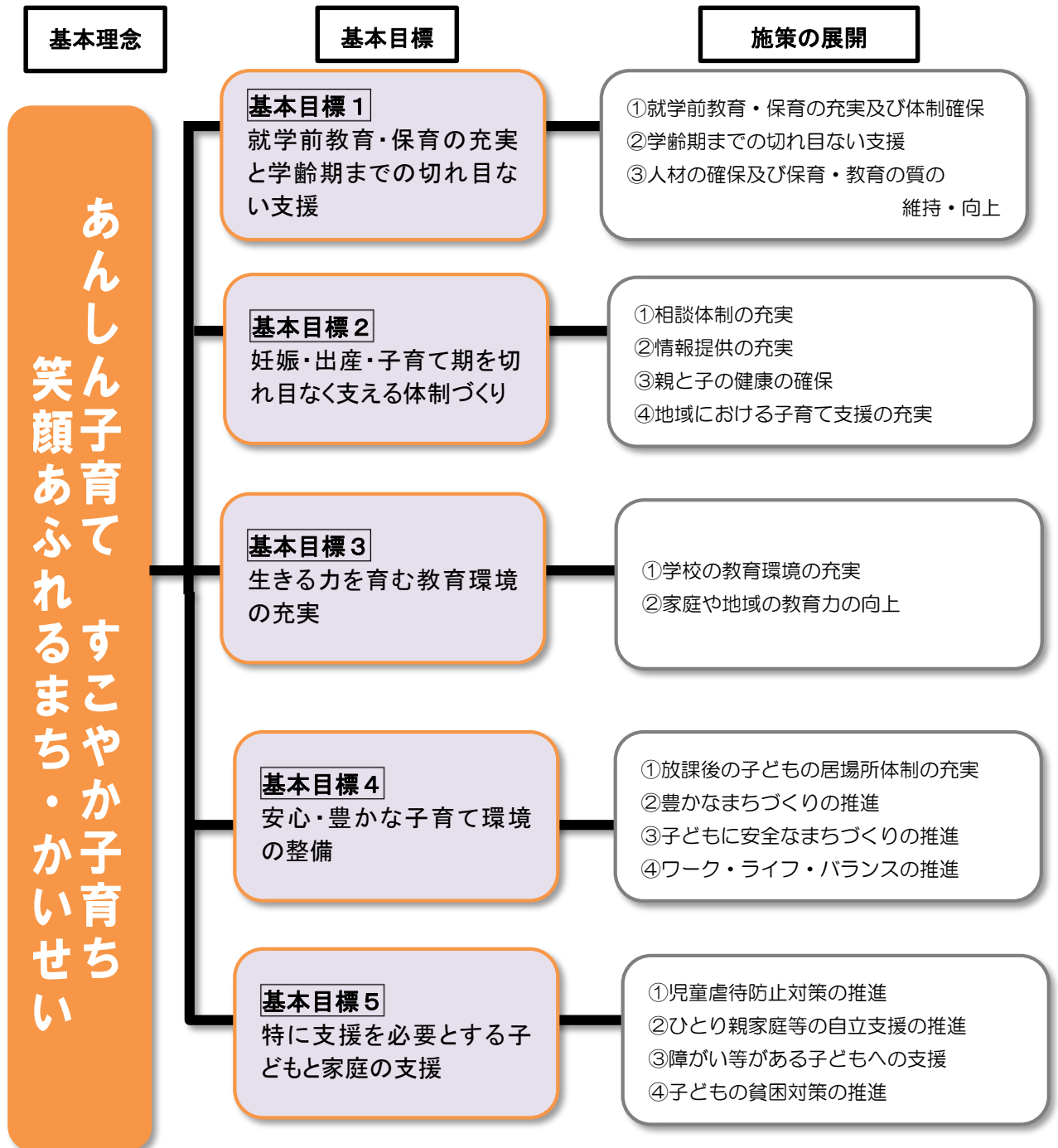
目標に位置づけた施策の展開

VI. 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の実施状況の点検・公表

附属資料

Ⅲ－２計画の体系【抜粋】



3. 策定までのスケジュール

平成30年度

子ども・子育て支援アンケート調査

令和元年度

5月27日	令和元年度第1回子ども・子育て会議
6月27日	庁内計画推進会議
7月16日	第2回子ども・子育て会議（骨子案、量の見込み）
8月 7日～9日	庁内ヒアリング（分野別事業）
9月25日	第3回子ども・子育て会議（見込み修正、計画素案）
12月17日	第4回子ども・子育て会議（計画素案）
12月18日～1月17日	パブリックコメント
1月下旬	計画決裁
2月7日	神奈川県へ協議書（計画書）提出

4. 幼児期の学校教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、利用者の認定区分に応じて利用可能な幼児期の学校教育・保育施設が区分されます。

区分	概要	主な利用先
1号認定	「保育の必要性」の認定を受けない満3歳～就学前子ども	幼稚園、認定こども園 (教育)
2号認定（教育）	「保育の必要性」の認定を受けたが、幼稚園等の教育を希望する満3歳～就学前子ども	
2号認定（保育）	「保育の必要性」の認定を受け、保育所等を希望する満3歳～就学前子ども	保育所、認定こども園 (保育)
3号認定	「保育の必要性」の認定を受け、保育所等を希望する0歳～2歳児の子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

ニーズ調査や現在の利用状況、計画期間中の児童推計人口などに基づき、量の見込みと確保方策は次のとおりです。

	令和2年				令和3年			
	1号	2号 (教育・保育)	3号		1号	2号 (教育・保育)	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
児童推計(参考)		547	334	157		534	321	156
量の見込み(a)	238	262	149	22	232	258	146	23
確保方策(b)	350	199	138	33	332	217	150	39
特定教育・保育施設	350	199	138	33	332	199	138	33
特定地域型保育事業							12	6
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)						18		
過不足(c=b-a)	112	▲63	▲11	11	100	▲41	4	16

	令和4年				令和5年			
	1号	2号 (教育・保育)	3号		1号	2号 (教育・保育)	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
児童推計(参考)		515	315	166		498	324	164
量の見込み(a)	224	251	147	24	216	245	154	27
確保方策(b)	330	219	150	39	330	258	168	42
特定教育・保育施設	330	199	138	33	330	238	156	36
特定地域型保育事業			12	6			12	6
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		20				20		
過不足(c=b-a)	106	▲32	3	15	114	13	14	15

	令和6年			
	1号	2号 (教育・保育)	3号	
			1・2歳	0歳
児童推計(参考)		486	332	165
量の見込み(a)	211	243	161	30
確保方策(b)	330	258	168	42
特定教育・保育施設	330	238	156	36
特定地域型保育事業			12	6
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		20		
過不足(c=b-a)	119	15	7	12

2号認定は過不足が大きく、平成31年4月1日時点で町内保育所3～5歳児クラス定員199人に対し町内在住児は225人が利用しています。(町外保育所利用児童：20人)

また育児休暇復帰後の保育所入所希望者は年々増加しており、1・2歳児の待機児童が増えています。このため、令和3年度に幼稚園の預かり保育の拡充と地域型保育事業である小規模保育事業(定員19人(市町村認可))、令和5年度に認可保育所又は認定こども園(定員60人)を整備することを計画で位置づけしています。

5. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条各号に該当する事業についても、ニーズ調査や現在の利用状況、計画期間中の児童推計人口などに基づき、量の見込みと確保方策を示すこととされています。各事業は次のとおりです。

事業名	事業の概要
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業、 その他要保護児童等の 支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
一時預かり事業 (幼稚園型・その他)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得に応じて、教育・保育施設へ支払うべき教育・保育に必要な物品、及び行事への参加費等を助成する事業

地域子ども・子育て支援事業計画のうち、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、小学校1年生から4年生までを対象に、4か所定員200人で実施しています。

放課後児童クラブの利用児童数は、平成31年4月現在204人で平成27年度同時期の1.42倍となっています。

現在、小学校の教室等を活用し運営していますが、特に開成南小学校区の保育環境改善と余裕教室確保困難の観点から、令和4年度までに施設整備を推進します。

また、計画年度中に段階的に小学校6年生までの受け入れの検討をします。

放課後児童クラブの令和2年度以降の量の見込みは、次のとおりです。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (a) (人数)	236	239	240	240	240
小学校1年生	69	75	75	74	72
小学校2年生	60	54	58	58	57
小学校3年生	49	53	47	51	52
小学校4年生	31	30	33	30	33
小学校5年生	18	18	18	18	17
小学校6年生	9	9	9	9	9
確保方策 (b) (人数)	200	200	240	240	240
(か所)	4	4	3	3	3
過不足 (c=b-a)	△36	△39	0	0	0

※小学校5～6年生は、国の基本方針に基づき推計値を算出していますが、現状では受入を実施していません。